

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス  
マンスリーニュース  
～ D X リスキリング助成金 / 個人情報漏えい対応ほか～

2023 / 7 / 1 295号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美  
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



## I. D X リスキリング助成金（東京都しごと財団）

東京都内に本社又は主たる事業所がある中小企業が、業務の効率化や販路拡大、新サービスの開発、組織力・営業力の強化などの目的で、社員にD Xに関連する訓練を実施する際には、経費の一部の助成されるD Xリスキリング助成金があります。

対象となる訓練内容の例は、

- ・業務の効率化のために実施するE x c e l マクロV B A 入門講座
- ・リモートワークやクラウドの整備に伴う情報セキュリティ対策講座
- ・D X 推進のためのマネジメント講座 等です。

対象になる受講者は、中小企業の従業員のうち常時勤務する事業所の所在地が、都内であって、訓練時間の8割以上を出席した人です。

訓練経費は企業が負担し、勤務時間内に訓練を行っていることも要件の一つです。

助成額は対象経費の3分の2で64万円が上限です。訓練を検討している場合は利用をお考えになってもよいと思います。詳しくはこちらで確認ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/dx.html>

## II. 個人情報の漏えい起きたときの委員会への報告と本人への通知義務について

個人データの漏えいなどが発生して、個人の権利利益を害する恐れがあるときは、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が必要となります。

具体的に個人の権利利益を害する恐れがあるときに該当する事態とは

- ①要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報）が含まれる事態【社員の健康情報などが想定されます。】

②送金や決済等に関連する個人情報が入り込んで、財産的被害が生じる恐れがある事態【自社が管理している送金ためのパスワード・ID などの漏えいが想定されます。】

③不正の目的で行われて漏えい等が発生した事態

④1,000 人を超える漏えい等が発生した事態

上記に該当してしまった時は、おおむね 3～5 日以内に個人情報保護委員会への報告と当事者への連絡を行わなければなりません。

報道でご存じの方もおられると思いますが、株式会社エムケイシステムが提供するクラウドサービスが第三者によるランサムウェア攻撃の被害にあいました。複数の労働保険事務組合がこのクラウドサービスを使用しており、その労働保険事務組合のシステムは、現在も使えない状況です。

尚、弊所をととして、該当する労働保険事務組合に加入されている会社様には、ご心配をおかけしておりますが、個別にご連絡をさせていただいております。エムケイシステムによると 6 月 16 日現在、個人情報が入り込んだ事実はないとのこと。状況が更新されましたらお知らせします。

これらを事例として考えると、人事管理や経理事務処理にクラウドサービスを使っておられる企業様は、サービス提供会社がランサムウェア攻撃等にあってしまってサービスが停止すると、これまでに登録した社員および給与計算結果や会計の保存データが取り出せなくなる危険性もあると思います。定期的にデータをダウンロードして保存しておく必要性を感じたところです。継続して運用方法のご検討をお願いしたいと思います。

個人情報保護委員会が提供している「クラウドサービスやテレワーク環境を利用する際の個人情報の漏えいに関する注意喚起」(R3/2/6)によると、クラウドサービスやテレワーク環境導入が増えたことと並行して、これらのシステムを狙ったサイバー攻撃が増加したとのこと。

こちらの URL でご確認ください。

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/warning\\_cloud\\_telework.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/warning_cloud_telework.pdf)

### **Ⅲ. 7月の事務トピックス**

#### ① 労働保険料概算確定申告

7月10日までに申告を済ませます。労働保険料を金融機関から振り込む方法にしている会社は納付期日も7月10日です。

#### ② 社会保険算定基礎届

7月10日までに届出を済ませます。

\* 当方へ手続き代行をご依頼いただいている会社様は既に①と②の届出を電子申請で済ませましたことをご報告します。